

○自然災害における飯塚市自治公民館等建築補助金交付要綱の特例を
定める要綱

平成30年10月30日
飯塚市告示第314号

(趣旨)

第1条 この告示は、自然災害により被災した自治公民館等の復旧を緊急的に支援するため、飯塚市自治公民館等建築補助金交付要綱(平成18年飯塚市告示第35号。以下「補助金交付要綱」という。)の特例を定めるものとし、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)及び補助金交付要綱に定めるもののほか、この告示の定めるところによるものとする。

(補助の要件)

第2条 この告示に基づく補助金の交付の対象となる自治公民館等は、補助金交付要綱第2条に定めるもののほか、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。

- (1) 自然災害により別表に掲げる程度の被害を受けた自治公民館等(以下「被災自治公民館等」という。)であること。
- (2) 被災自治公民館等を新築する場合にあっては、被災のおそれの少ない場所への移転を伴うものであること。
- (3) 被災自治公民館等を改築する場合にあっては、被災のおそれの少ない構造を整備するものであって、市長が認めるものであること。

2 被災自治公民館等の復旧については、補助金交付要綱第2条第3号の規定は、適用しない。

(補助の基本単価)

第3条 被災自治公民館等の新築及び改築に対する補助基本単価は、補助金交付要綱第3条の規定を準用する。この場合において、同条中「100分の80」とあるのは、「100分の100」と読み替えるものとする。

(補助金の交付基準)

第4条 この告示に基づく補助金の交付基準については次のとおりとする。ただし、他の機関からの補助がある場合は、補助対象経費からその額を控除する。

- (1) 新築及び改築の補助基準は、前条に規定する補助基本単価に、補助金交付要綱別表の補助対象限度面積を乗じて得た額の100分の100(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
- (2) 補助対象経費は、本工事費及び設備工事費(電気、ガス、給排水及び空調機

器の設備に係る工事に要する費用をいう。)等の合計額とする。

(3) 新築及び改築に係る補助金交付額は、第1号で得た額と前号に規定する補助対象経費に100分の100を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を比較し、いずれか低い額とする。

(4) 改修に係る補助金交付額は、第2号に規定する補助対象経費(自然災害に係る被害の復旧に要する経費に限る。)に100分の75を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の範囲内で市長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 この告示に基づいて補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付要綱第6条に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

(1) 公的機関が発行する被害の程度を証明する文書の写し

(2) 補助対象となる被災自治公民館等の写真

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成30年7月6日から適用する。

別表(第2条関係)

被害の程度	基準(要旨)
全壊、全流失、全埋没、全焼	自治公民館等として使用するための基本的機能を喪失したもの
大規模半壊、半流失、半埋没、半焼失	半壊し、大規模な改修を行わなければ、自治公民館等として使用することが困難なもの
半壊	自治公民館等として使用するための基本的機能の一部を喪失したもの
一部損壊	
床上浸水	床より上に浸水したもの